

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第17号

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年倉吉市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年倉吉市条例第23号）附則の規則で定める日は、 <u>令和4年6月30日</u> とする。	倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年倉吉市条例第23号）附則の規則で定める日は、 <u>令和4年3月31日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。